

定 款

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会

目次

| | |
|------------------|---|
| 第1章 総則 | 4 |
| 第1条 (名称) | 4 |
| 第2条 (事務所) | 4 |
| 第2章 目的及び事業 | 4 |
| 第3条 (目的) | 4 |
| 第4条 (事業) | 4 |
| 第3章 社員 | 4 |
| 第5条 (法人の構成員) | 4 |
| 第6条 (社員の資格の取得) | 5 |
| 第7条 (経費の負担) | 5 |
| 第8条 (任意退社) | 5 |
| 第9条 (除名) | 5 |
| 第10条 (社員資格の喪失) | 5 |
| 第4章 社員総会 | 5 |
| 第11条 (構成) | 5 |
| 第12条 (権限) | 5 |
| 第13条 (開催) | 6 |
| 第14条 (招集) | 6 |
| 第15条 (議長) | 6 |
| 第16条 (議決権) | 6 |
| 第17条 (決議) | 6 |
| 第18条 (議事録) | 6 |
| 第5章 役員 | 6 |
| 第19条 (役員の設置) | 6 |
| 第20条 (役員を選任) | 7 |
| 第21条 (理事の職務及び権限) | 7 |
| 第22条 (監事の職務及び権限) | 7 |
| 第23条 (顧問の職務及び権限) | 7 |
| 第24条 (役員任期) | 7 |
| 第25条 (役員解任) | 7 |
| 第26条 (役員報酬等) | 8 |
| 第27条 (損害賠償責任の免除) | 8 |
| 第6章 理事会 | 8 |
| 第28条 (構成) | 8 |
| 第29条 (権限) | 8 |
| 第30条 (招集) | 8 |
| 第31条 (決議) | 8 |

| | |
|---------------------|----|
| 第 32 条 (議事録) | 8 |
| 第 7 章 資産及び会計 | 9 |
| 第 33 条 (事業年度) | 9 |
| 第 34 条 (事業計画及び収支予算) | 9 |
| 第 35 条 (事業報告及び決算) | 9 |
| 第 8 章 定款の変更及び解散 | 9 |
| 第 36 条 (定款の変更) | 9 |
| 第 37 条 (解 散) | 9 |
| 第 38 条 (剰余金の処分制限) | 9 |
| 第 39 条 (残余財産の帰属) | 9 |
| 第 9 章 公告の方法 | 10 |
| 第 40 条 (公告の方法) | 10 |
| 附 則 | 10 |
| 改訂履歴 | 10 |

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、一般社団法人長野県労働基準協会連合会と称する。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

第 3 条 (目 的)

この法人は、会員の協力を得て、勤労者の力量の向上、勤労者作業環境の改善、労働基準法ならびに関係法令の普及啓発によって労働者の福祉の向上をはかり、あわせて周辺地域の住民の福祉の向上と健全な産業の興隆に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法ならびに関係法令の普及啓発。
- (2) 産業安全及び労働衛生の相談、指導に関すること。
- (3) 労働災害の予防活動に関する講習会、研修会、見学会などの開催。
- (4) 作業環境測定や環境計量などの測定・分析に関すること及び環境管理の指導、助言。
- (5) 局所排気装置の検査及び作業環境の改善に関すること。
- (6) 健康診断及び健康指導に関すること。
- (7) 動力プレス機械定期自主検査及び安全管理に関すること。
- (8) 機関誌の発行、資料の配布による広報活動に関すること。
- (9) 労働災害総合保険の事務取扱業務に関すること。
- (10) 駐車場・講習会場の貸出しに関すること。
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

第 5 条 (法人の構成員)

この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体。
- (2) 賛助会員 寄付その他の方法によって本会を援助するもの。
 - 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第 6 条 (社員の資格の取得)

この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第 7 条 (経費の負担)

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第 8 条 (任意退社)

社員は、理事会において退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第 9 条 (除 名)

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 10 条 (社員資格の喪失)

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

第 11 条 (構 成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第 12 条 (権 限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 13 条 (開 催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 14 条 (招 集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第 15 条 (議 長)

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

第 16 条 (議決権)

社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

第 17 条 (決 議)

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

第 18 条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

第 19 条 (役員の設定)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。この会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち、1名以上3名以内の理事を専務理事又は常務理事とする。この専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

第20条 (役員を選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第21条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第22条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条 (顧問の職務及び権限)

この法人は、3名以内で顧問をおくことができる。顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 顧問は、会長の求めに応じて、理事会において意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会の決議には参加することができない。

第24条 (役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条 (役員解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 26 条 (役員報酬等)

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 27 条 (損害賠償責任の免除)

この法人は一般法人法第 114 条第一項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

第 28 条 (構成)

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は会長とする。

第 29 条 (権限)

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事及び常務理事の選定及び解職

第 30 条 (招集)

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 31 条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 32 条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

第33条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条 (事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書、収支予算書については会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第35条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は定時社員総会に提出し、1号から2号までの書類についてはその内容を報告し、3号から5号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第36条 (定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第37条 (解 散)

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第38条 (剰余金の処分制限)

この法人は、剰余金の分配はすることが出来ない。

第39条 (残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第40条 (公告の方法)

この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、長野県において発行する信濃毎日新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、山浦愛幸とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改訂履歴

平成24年04月01日 (制定)

平成29年05月23日 改定